

愛川町下水道条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町下水道条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については、平成23年8月30日の「下水道法」（昭和33年法律第79号）の改正に伴い、政令で定めることとされていた公共下水道の構造の技術上の基準及び都市排水路の維持管理に関する基準を条例で定めるものであり、町民等に義務を課し、又はその権利を制限する内容ではないこと、また、各基準について本町独自の基準を設ける特段の理由が見当たらないことから、改正前の法令の基準を準用するため、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。